# 博物館法施行令 （昭和二十七年政令第四十七号）

#### 第一条（政令で定める法人）

博物館法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

* 一  
  日本赤十字社
* 二  
  日本放送協会

#### 第二条（施設、設備に要する経費の範囲）

法第二十四条第一項に規定する博物館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

* 一  
  施設費  
    
    
  施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費
* 二  
  設備費  
    
    
  博物館に備え付ける博物館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三〇年八月二四日政令第一九二号）

##### １

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十年七月二十二日から適用する。

# 附則（昭和三一年六月三〇日政令第二二二号）

##### １

この政令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

# 附則（昭和三四年四月三〇日政令第一五七号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。